

政策会議報告書

平成28年1月19日

報告者 健康推進部長

| <p>件名</p> | <p>所沢市保健医療計画（案）について</p> | | | | | | | | | | | |
|------------|--|---|---------------------|-----|----|-----|----------|-------------|--|------------|-----------------|---|
| <p>要旨</p> | <p>「所沢市保健医療計画（案）」につきましては、平成27年12月25日開催の政策会議に発議し、その内容の確認にあたり、ご協力をいただき誠にありがとうございました。</p> <p>各部等からいただきましたご意見をもとに計画案の修正を行い、パブリックコメントを実施していますのでご報告いたします。</p> <p>なお、前回の政策会議でいただいたご意見により修正（追加）したものは下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="395 1093 1426 1899"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 1093 550 1142">ページ</th> <th data-bbox="550 1093 890 1142">項目</th> <th data-bbox="890 1093 1426 1142">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 1142 550 1451">2 ページ</td> <td data-bbox="550 1142 890 1451">(1) 計画策定の趣旨</td> <td data-bbox="890 1142 1426 1451">そこで本市では、市長が掲げた“健幸長寿のマチ所沢”、男女ともに健康寿命県下1位を目指し、市民のさらなる健康増進と健康保持、さらに、安心して医療を受けられる医療提供体制を実現するために、</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1451 550 1899">114 ページ</td> <td data-bbox="550 1451 890 1899">第4章 市の公立医療機関の役割</td> <td data-bbox="890 1451 1426 1899">総務省が平成19年12月に策定した公立病院改革ガイドラインによれば、「公立病院をはじめとする公的医療機関の果たすべき役割は、端的に言えば、地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにある。」とされています。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="395 1926 1372 1966">意見の募集期間 平成28年1月13日（水）から1月26日（火）</p> | | | ページ | 項目 | 変更後 | 2 ページ | (1) 計画策定の趣旨 | そこで本市では、市長が掲げた“健幸長寿のマチ所沢”、男女ともに健康寿命県下1位を目指し、市民のさらなる健康増進と健康保持、さらに、安心して医療を受けられる医療提供体制を実現するために、 | 114 ページ | 第4章 市の公立医療機関の役割 | 総務省が平成19年12月に策定した公立病院改革ガイドラインによれば、「公立病院をはじめとする公的医療機関の果たすべき役割は、端的に言えば、地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにある。」とされています。 |
| ページ | 項目 | 変更後 | | | | | | | | | | |
| 2 ページ | (1) 計画策定の趣旨 | そこで本市では、市長が掲げた“健幸長寿のマチ所沢”、男女ともに健康寿命県下1位を目指し、市民のさらなる健康増進と健康保持、さらに、安心して医療を受けられる医療提供体制を実現するために、 | | | | | | | | | | |
| 114 ページ | 第4章 市の公立医療機関の役割 | 総務省が平成19年12月に策定した公立病院改革ガイドラインによれば、「公立病院をはじめとする公的医療機関の果たすべき役割は、端的に言えば、地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにある。」とされています。 | | | | | | | | | | |
| <p>所管名</p> | <p>健康推進部 保健医療課</p> | <p>電話番号</p> | <p>04-2998-9385</p> | | | | | | | | | |

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、31部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。